

鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン策定委員会

《第 1 回》

平成 24 年 11 月 29 日

鎌倉市

-目次-

1. まちづくりガイドライン策定の趣旨
 - (1) まちづくりガイドラインの位置づけ
 - (2) まちづくりガイドラインの目的
 - (3) 策定委員会の目的／委員構成
 - (4) まちづくりガイドラインの構成
 - (5) スケジュール
 - (6) 適用範囲
 - (7) 運用方針(案)
2. まちの将来像・目標及び土地利用の基本方針
 - (1) まちの将来像
 - (2) まちづくりの目標
 - (3) 土地利用の基本方針
 - (4) 公共施設の整備方針
3. まちづくりの基本方針
 - (1) 都市空間形成の方針
 - (2) 都市景観の整備方針
 - (3) 都市環境の整備方針

1. まちづくりガイドライン策定の趣旨

(1)まちづくりガイドラインの位置づけ

- ・「鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）で定める内容は、鎌倉市及び神奈川県の上位・関連計画での位置づけや考え方にに基づきます。
- ・本ガイドラインで定めた内容は、深沢地区の地区計画や地区整備計画の決定等の規範となります。
- ・本ガイドライン策定にあたっては、委員会での検討内容、地権者の御意見、パブリックコメントによる市民からの御意見等を勘案して策定します。
- ・本ガイドラインは、平成22年9月に策定された土地利用計画（案）等に基づき、良好なまちづくりを実現するため、地権者、住民、民間事業者、鎌倉市など関係者間で地区全体の将来イメージを共有するための指針と位置づけます。
- ・本地区のガイドライン策定を契機に、ガイドラインによるまちづくりのルール化、ガイドラインを活用した民間事業者等の誘導が、住民、事業者、大学等研究機関、行政等、多様な主体が関わるまちづくりでは効果的かつ有効な手法として、今後の鎌倉市のまちづくりへと展開することを期待します。

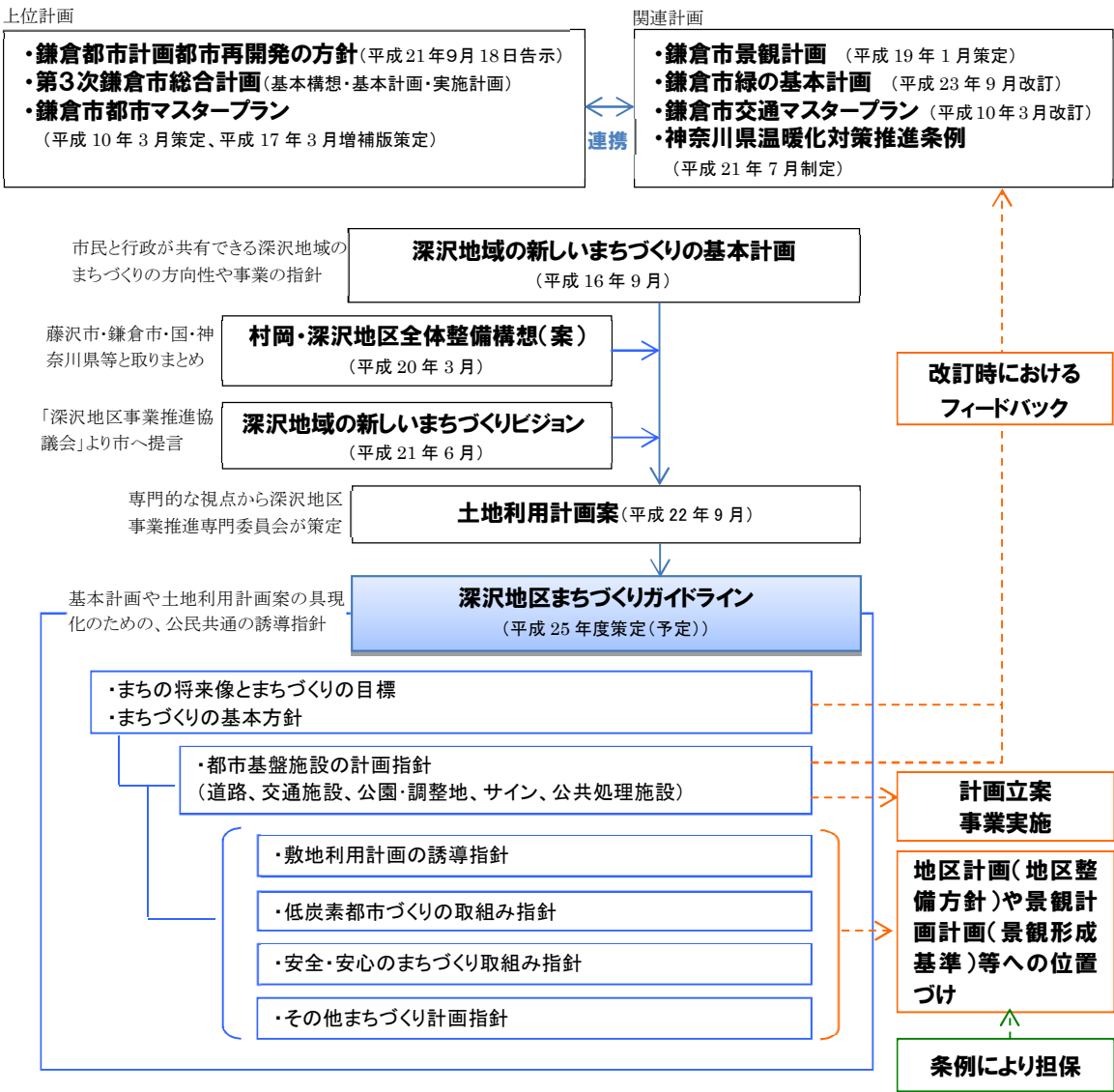


図 — 本ガイドラインの位置づけ

(2)まちづくりガイドラインの目的

- ・本ガイドラインは、深沢地区が周辺の緑環境や歴史と調和し、環境に配慮された良好なまち並み景観を形成するように、誘導を図ることを目的に策定するものです。

(3)「鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン策定委員会」の目的／委員構成

1)「鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン策定委員会」の目的

- ・「鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン策定委員会」（以下「委員会」という。）は、鎌倉市深沢地区にある市有地および東日本旅客鉄道株式会社鎌倉総合車両センター等を中心とする規則で定める区域のまちづくりの指針となる本ガイドラインの策定に関し必要な事項を審議するものです。

2)委員構成

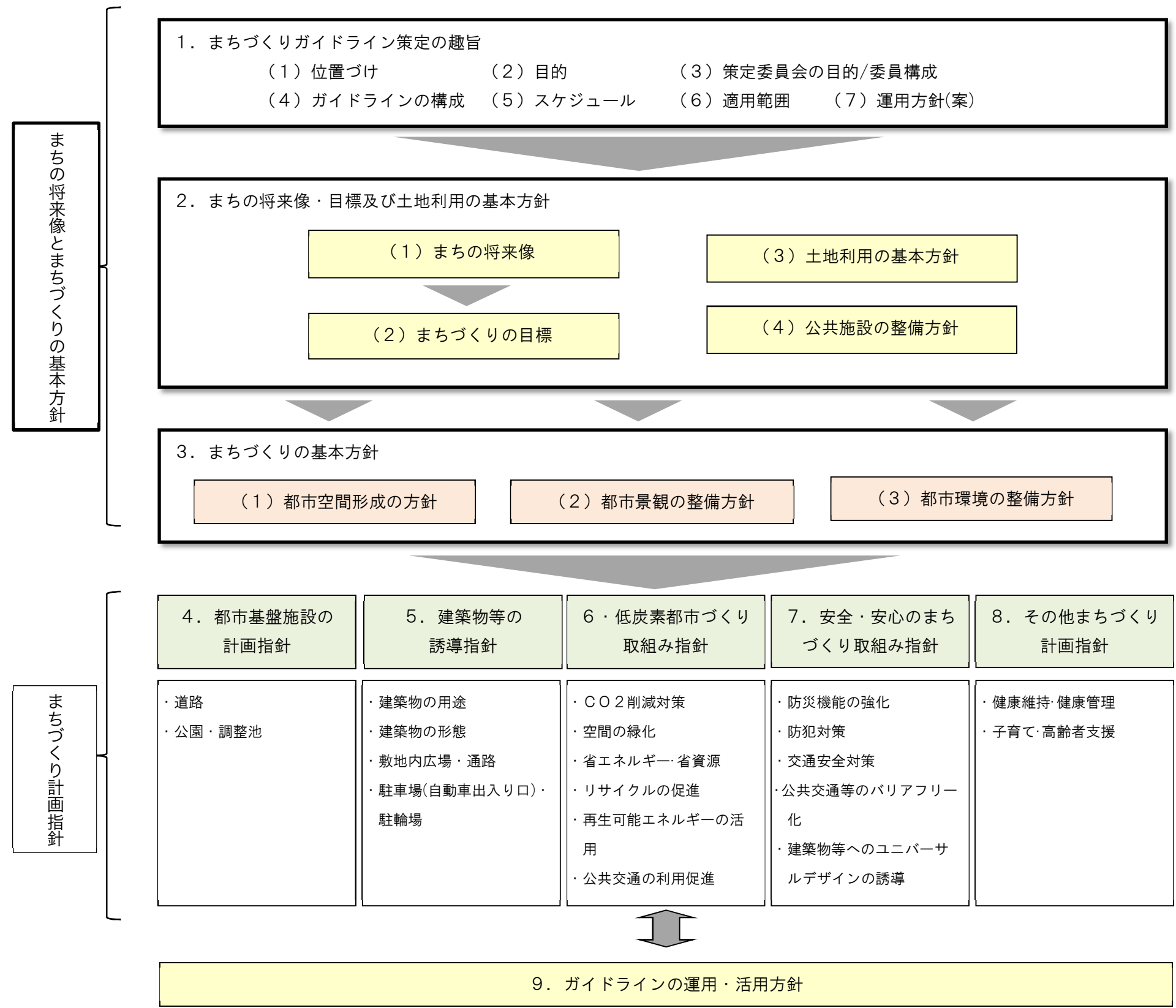
- ・本委員会は、「鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン策定委員会条例」（以下、「条例」という。）に基づいて委嘱された 14 名で組織されます。

（所属ごとに五十音順）

氏名	所属
小島 信行	西側権利者
小西 正夫	西側権利者
高橋 伸行	西側権利者 鎌倉青果商業協同組合
岩壁 孝	寺分町内会長
内海 幸	上町屋町内会長
山井 照久	梶原町内会長
浅井 宗男	深沢中央商店会長
大木 淳	公募市民
徳増 元治	公募市民
福澤 健次	公募市民
神谷 裕直	(株)計画工房 代表取締役
窪田 亜矢	東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻 准教授
佐土原 聡	横浜国立大学大学院都市イノベーション研究院 教授
日端 康雄	慶応義塾大学名誉教授

(4)まちづくりガイドラインの構成

本ガイドラインは、「まちの将来像とまちづくりの基本方針」ならびに「まちづくり計画指針」により構成します。具体的な規制誘導事項は指針によって定めます。



(5)スケジュール

本委員会の検討内容とスケジュールならびにガイドラインの公表時期は下記のとおり予定しています。

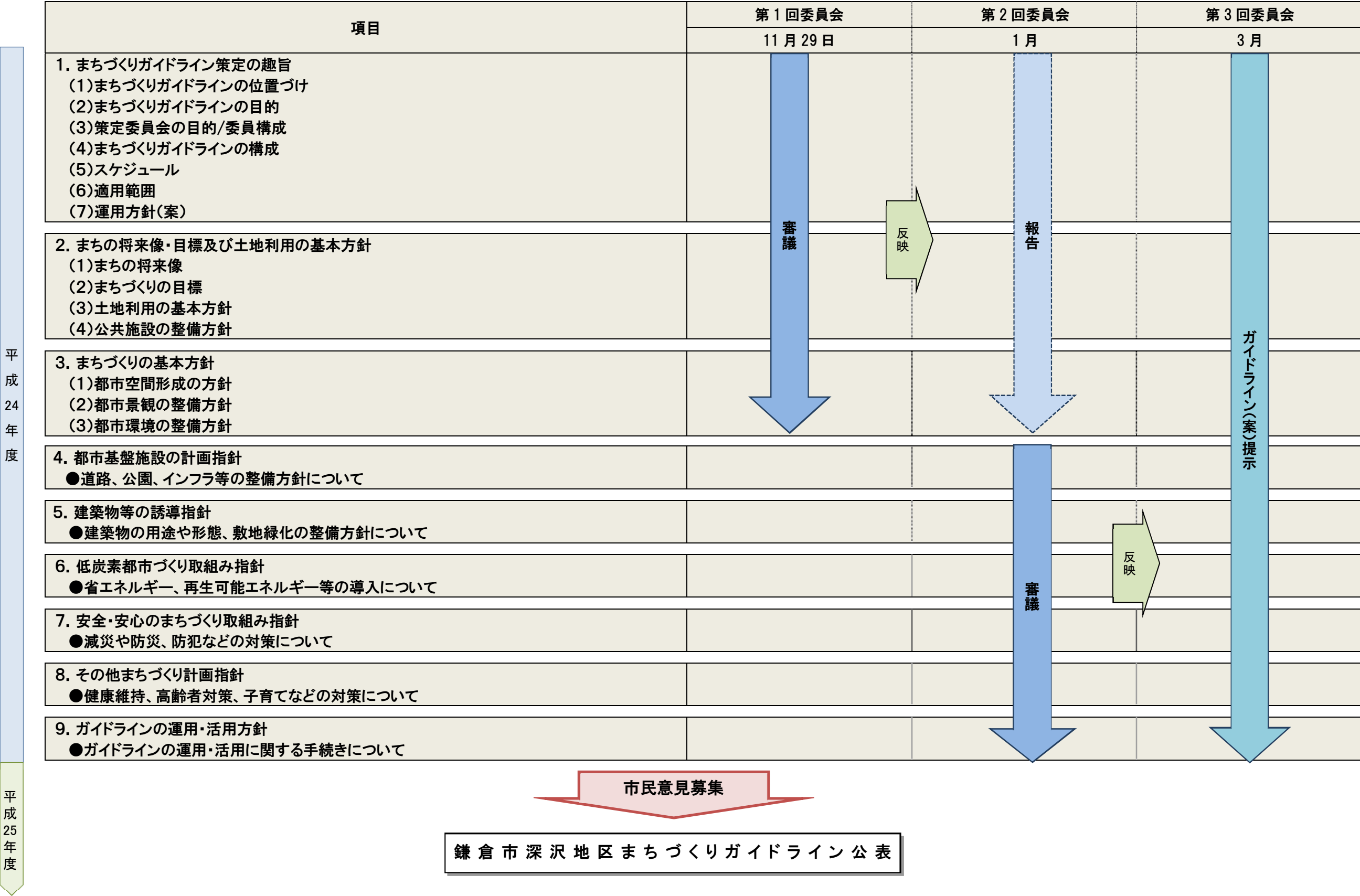


図 ― 委員会の検討内容とスケジュール

(6)適用範囲

- ・本ガイドラインの対象区域は、JR大船駅、藤沢駅のそれぞれから約3km離れた箇所に位置し、区域内東南部には、湘南モノレール湘南深沢駅が位置しています。
- ・当区域は、旧国鉄清算事業団用地を中心とした、新しいまちづくりを進める地域（約32.5ha）であり、「深沢地区」と称することとします。

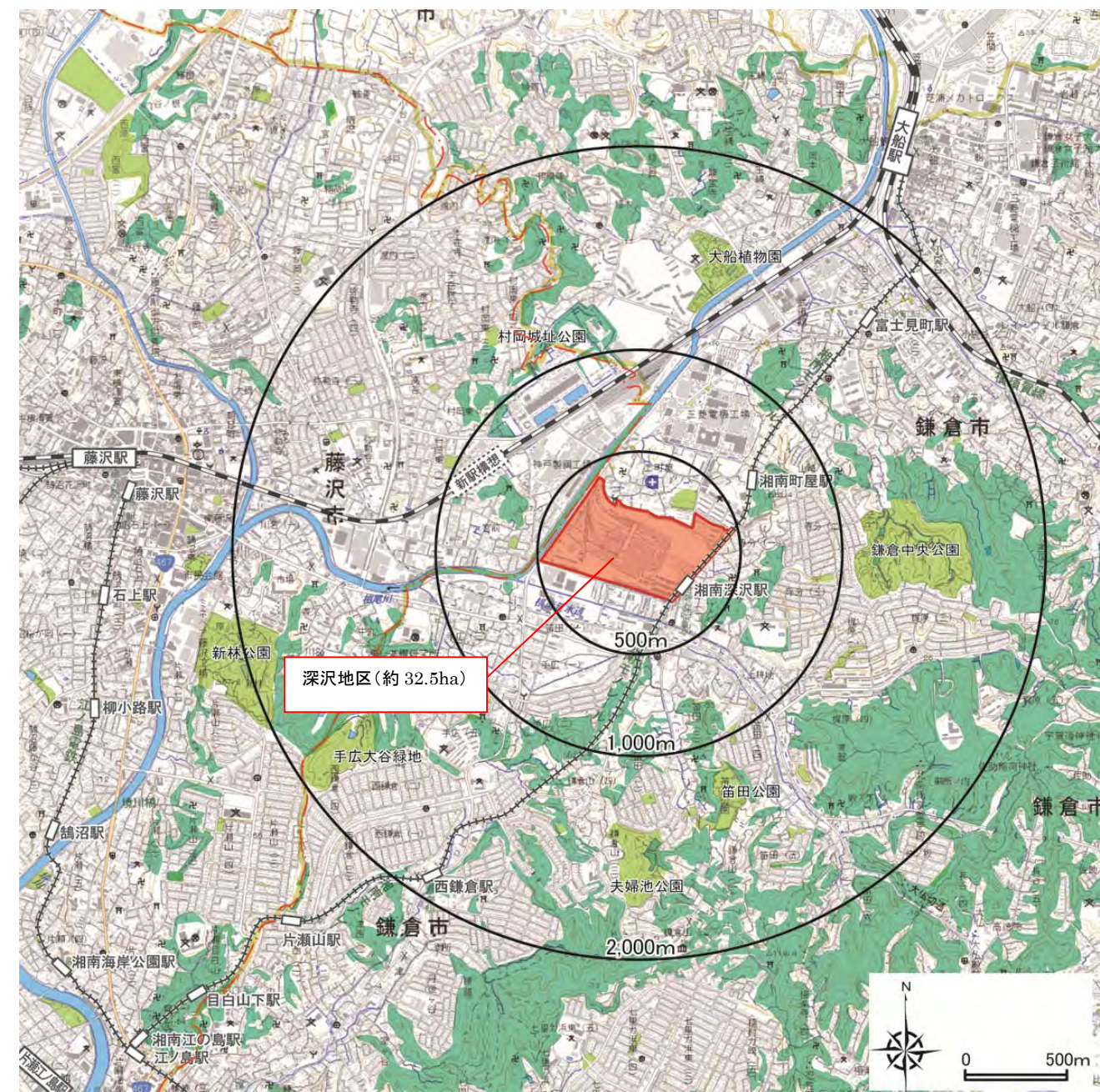
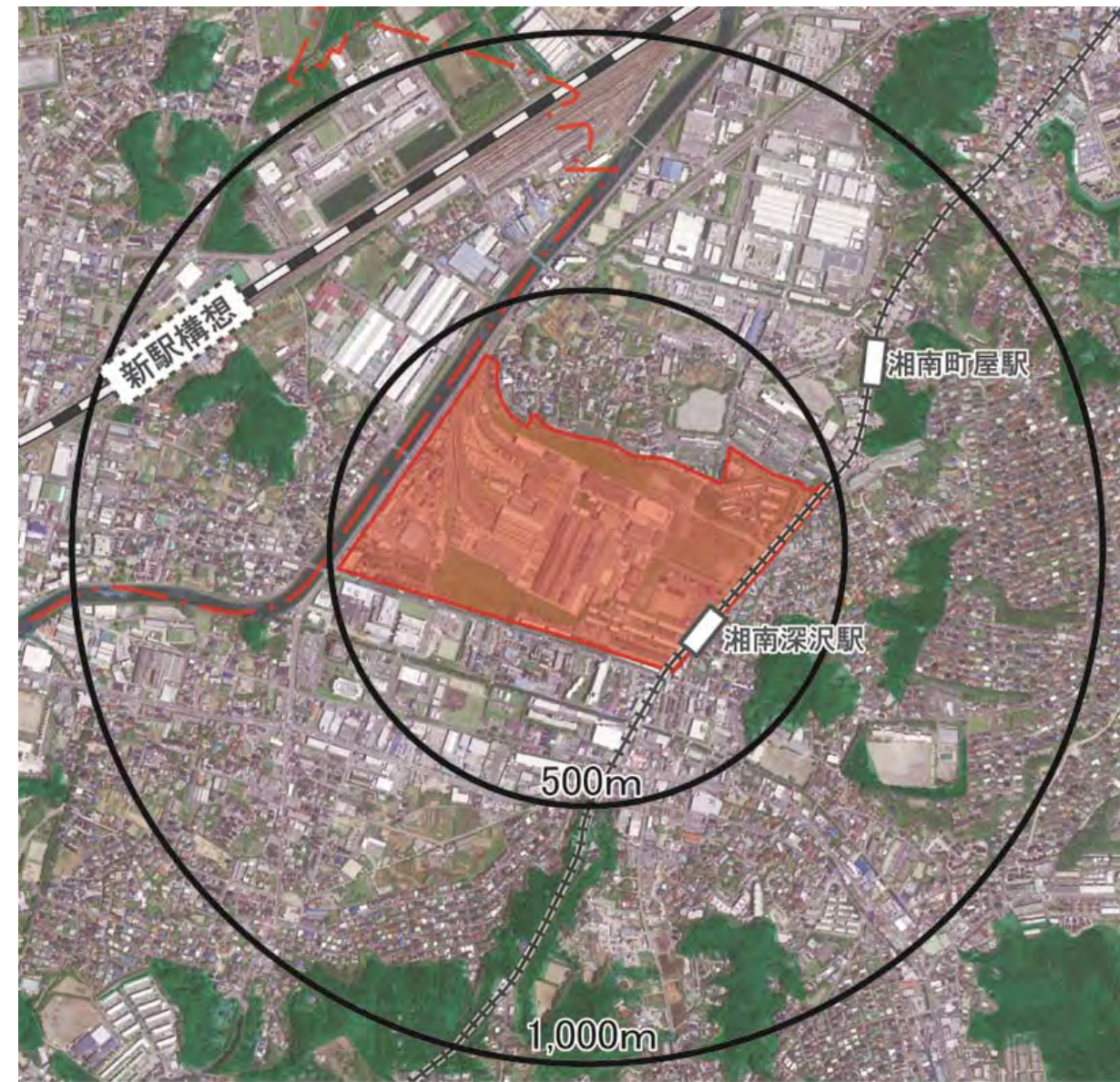


図 — 位置図



※新駅構想は確定したものではありません

図 — 拡大図

〔事業区域の略歴〕

- 中世（鎌倉時代）：本地区（州崎郷と呼ばれていた）一帯は、新田義貞が鎌倉を目指して進軍したときに、幕府軍と激突した州崎古戦場である。（本事業区域北側にはこのときの戦死者を慰めるために建てられた市指定文化財である「宝篋印塔」が存在する。通称「泣塔」と呼ばれる）
- 明治時代～昭和16年頃：田畑として利用
- 昭和17年：敷地の一部が海軍省の所有（海軍工廠）となる。
- 昭和20年：運輸省東京鉄道局大井工機部大船分工場となる。
- 昭和25年：日本国有鉄道に敷地を譲渡
- 昭和40年代まで：海軍工廠時代の建物が残存
- 昭和62年：日本国有鉄道の用地の一部が日本国有鉄道清算事業団用地となる。（後に市が購入）
- 平成18年：JR大船工場の廃止

(7)運用方針(案)

- ・本ガイドラインが、地権者、住民、民間事業者、鎌倉市など関係者間で地区全体の将来イメージを共有するための指針となり、良好なまちづくりにつなげていくためには、以下のような運用が望ましいと考えます。
- ・本ガイドラインの運用にあたっては、地権者と住民等から構成される「（仮称）深沢地区まちづくり協議会」が民間事業者等と協議ならびに調整を行い、協働による良好なまちづくりを図ります。
- ・民間事業者等は、本ガイドラインに定められた規制誘導事項を踏まえ協議会と協議、調整を図り、計画、建設等を行います。また、地権者は、土地の売買又は賃貸借契約を締結するときは、本ガイドラインについて説明を行うものとしします。

※本ガイドラインの運用方法や運用のための組織の必要性の有無等については、本委員会で今後検討していきます。

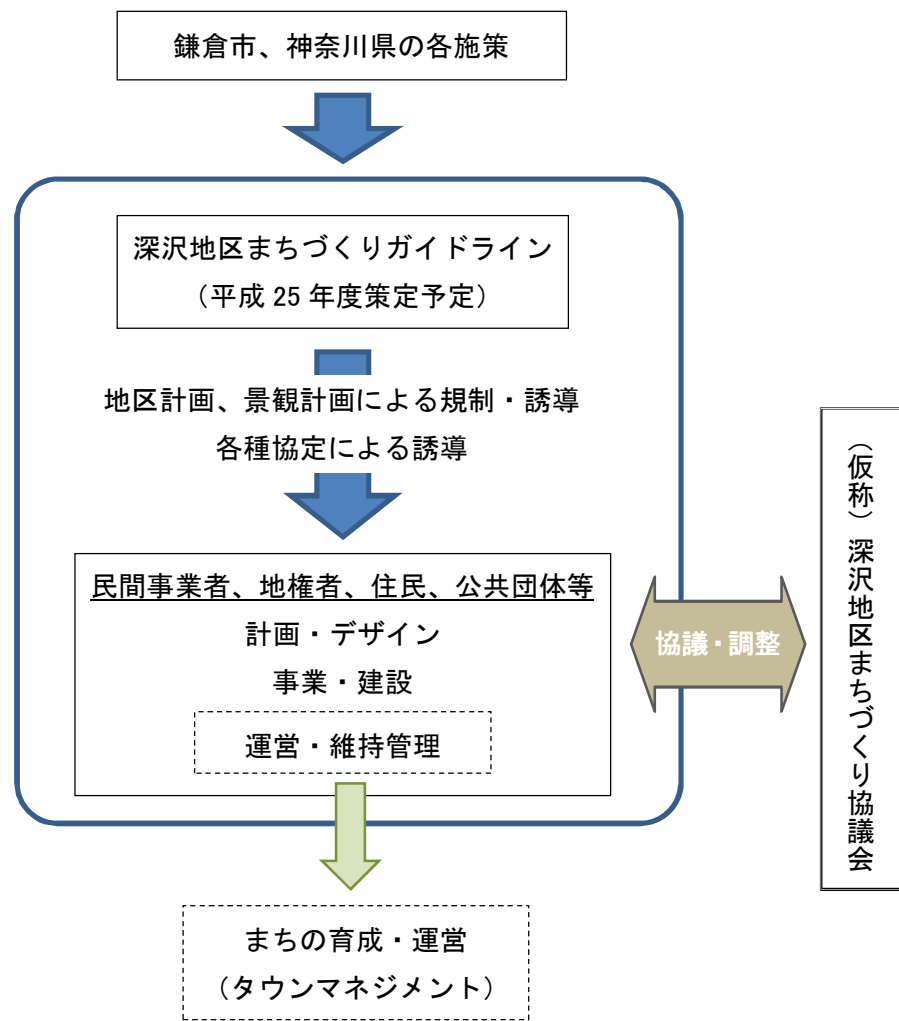


図 ― 本ガイドラインの運用について（案）

2. まちの将来像・目標及び土地利用の基本方針

(1) まちの将来像

まちの将来像：『健康生活拠点・深沢』

本地区のまちづくりは、「ウェルネス～人・都市・社会にとって非常に好ましい総合的な健康社会～」をテーマに検討を重ねてきました。

鎌倉ブランドや深沢地区が持つポテンシャルを十分に活かすとともに、本市において鎌倉駅周辺地域、大船駅周辺地域との差別化を図る第三の拠点形成を目指しています。

まちづくりにあたっては、市民をはじめ、そこで暮らし、働き、学び、訪れる人たちが、健康で快適な生活を送るための拠点として、様々な機能の集積と連携の中から優れた環境を創造し、豊かなライフスタイルの提案、新しい鎌倉ブランドの発信につながる、総合的な健康社会を先取りしたまちの実現を目指します。

本地区のまちづくりには、下記の7つの要素をまちづくりに取り入れることが重要です。

- ① 多機能：様々な機能の集積・連携による拠点の形成
- ② 賑わい：活気に満ちた賑わいの場の創出
- ③ 交流：あらゆる世代が交流できる空間の創出
- ④ 個性：深沢地域固有の自然・歴史の継承、鎌倉が持つ固有の魅力「鎌倉らしさ」の創出
- ⑤ 安全・安心：あらゆる世代の人々が安全で安心して暮らせる環境の創出
- ⑥ 緑・水：緑と水環境の創出
- ⑦ 環境共生：環境への負荷が少なく、健康で安心して暮らせる環境の創出



図 — 「健康生活拠点・深沢」のイメージ

(2) まちづくりの目標

本地区のまちづくりにあたっては、住民、民間事業者、行政がそれぞれに役割を担い、互いの協力・協調のもと、まちづくりを実現していくことを目指しています。そして3者が共通の目的を持ってまちづくりを推進していくことが必要であり、まちの将来像の実現を目指し、以下の5つの目標を定め、まちづくりを誘導していきます。

目標1. 人々が集まり活気のあるまちを実現します

- ・ 交通利便性等の地区のポテンシャルを活かしながら、商業、居住、教育等の様々な機能の導入を図り、多様な人が集まり住もう、活気に満ちた賑わいと個性のある拠点を形成します。

目標2. 安全・安心なまちを実現します

- ・ 防災機能の強化、防犯対策・交通安全対策を図るとともに、公共交通等のバリアフリー化の促進及び大型施設等におけるユニバーサルデザインの誘導により、誰もが安全で安心して健やかに暮らせる居住環境を整備します。

目標3. 地域資源を活かした緑・水の豊かなまちを実現します

- ・ 斜面緑地や柏尾川などの周辺の自然環境や泣塔等の歴史資源を活かしながら、新たな緑を創出し、深沢らしさを感じられる緑・水の豊かな空間を創出します。

目標4. 環境と共生するまちを実現します

- ・ 省エネルギー・省資源、再生可能エネルギーの活用等を公民の連携のもと積極的に取り組み、本市における先導的でモデル的な環境都市の構築を目指します。

目標5. 公民連携により育てるまちを実現します

- ・ 行政主導ではなく、住民、民間事業者等がまちづくりに関わり、まちづくりを継続していくことのできるシステムを構築し、新しいまちづくりを実現・発信しながら、みんなでまちを育てていきます。

(補足資料1) まちの将来像・まちづくりの目標等の設定の考え方について

深沢地区の新しいまちづくり基本計画 (平成16年9月)		村岡・深沢地区 全体整備構想(案) (平成20年3月)		深沢地域の新しい まちづくりビジョン (平成21年6月)		土地利用計画(案) (平成22年9月)		ガイドラインにおける位置づけ			
基本理念		村岡・深沢地区の将来像		コンセプト		土地利用のコンセプト		まちの将来像 ※上位計画より設定		まちづくりの目標 ※将来像、まちづくりの要素により新たに設定	
～「人・都市・社会にとって非常に好ましい総合的な健康社会」をめざし、まちづくりのテーマは『ウェルネス』とします～		健康と知性を育み、人々がふれあうまち		「人・都市・社会にとって非常に好ましい総合的な健康社会をめざす(ウェルネス)」とし、公共から民間までのハード及びソフト面でのまちづくりを創り出します。		健康生活拠点・深沢 ・市民をはじめ、そこで暮らし、働き、学び、訪れる人たちが健康で快適な生活をおくるための拠点		ウェルネス～人・都市・社会にとって非常に好ましい総合的な健康社会～ 『健康生活拠点・深沢』		1. 人々が集まり活気のあるまちを実現します (①多機能、②賑わい、③交流)	
・ 深沢地域の歴史と文化のもと、未来に向けて発信する新しい拠点づくり。 ・ 住まいと暮らしを計画の中心にすえ、助け合い、支えあえる暮らしのしくみを築く。 ・ 災害や犯罪に強い、安全で安心な都市をめざすとともに、緑と水辺空間を都市の骨格とした循環型のまちを創る。 ・ 21世紀にふさわしい都市型産業の発展とIT化まちづくりをめざす。 ・ まちをプロデュースする。		地域資源を活かした次世代につなぎ育む新たな都市環境をつくる 多様な交流を軸に新たな魅力を創出する、活気に満ちたまちをつくる 地域を誇りに思い、豊かで安全・安心な暮らしをつくる		緑と水を骨格にするまちの実現 あらゆる世代の人々が安全で、安心して、ゆったりと暮らせるまちの実現 まちの個性を発揮した地域の活性化、「住み・働き・訪れる」楽しいまちの実現 環境に配慮したまちの実現 防災性が高く、歴史や環境と調和するまちの実現		・ 様々な機能の集積・連携により優れた環境の創造 ・ 豊かなライフスタイルの提案、新しい鎌倉ブランドの発信 ・ 総合的な健康社会を先取りしたまちの実現		①多機能 ②賑わい ③交流 ④個性 ⑤安全・安心 ⑥緑・水 ⑦環境共生		2. 安全・安心なまちを実現します (⑤安全・安心)	
まちづくりの基本方針		まちづくりのイメージ		基本目標		土地利用の方針		まちづくりの要素の抽出		まちづくりの目標	
(1)旧国鉄清算事業団用地を核として、適正な土地利用の配置を図る (2)広域ネットワーク及び大船・鎌倉の拠点間のネットワーク化を念頭に、拠点機能の向上並びに生活利便性の向上を図る (3)自然・歴史的遺産を活かす (4)環境に配慮したまちを形成する (5)地域特性を活かした景観づくりと拠点イメージを高める景観づくり				基本方針		①住宅系土地利用の方針 ②業務系土地利用の方針 ③商業系土地利用の方針 ④行政施設の方針 ⑤工業系土地利用の方針 ⑥シンボル道路の方針 ⑦公園・緑地・調整池の方針		①道路ネットワーク ②歩行者空間、自転車空間ネットワーク		3. 地域資源を活かした緑・水の豊かなまちを実現します (④個性、⑥緑・水)	
				・ みんなが集まる、賑わいと交流の拠点づくり ・ 環境、景観、防災性への配慮 ・ 自然・歴史の継承 ・ 鎌倉らしさと文化・芸術の発信 ・ 健康社会に支えられ、知性と豊かさ、創造性に満ちたライフスタイルの実現		・ 住宅系土地利用の方針 ・ 業務系土地利用の方針 ・ 商業系土地利用の方針 ・ 行政施設の方針 ・ 工業系土地利用の方針 ・ シンボル道路の整備方針 ・ 公園・緑のネットワークの整備方針 ・ 調整池の整備方針				4. 環境と共生するまちを実現します (⑦環境共生)	
										5. 公民連携により育てるまちを実現します (全てのキーワードに関連)	

導入すべき都市機能を地区の特性に応じて配置することにより、適切かつ良好な土地利用を実現するため、土地利用に関する方針を下記の通り定めました。

- ・都市経営的視点から、市の将来目標人口を想定し規模（3,100人）を確保します。
- ・子供からお年寄りまで、多様な年齢層やライフスタイルを考慮して、都市型住宅や戸建住宅等の多様な形態の住宅の導入を図ります。
- ・市営深沢住宅については、区域内の市営住宅に加え、他地区の市営住宅の集約可能性を考慮した、多様な世帯が居住できる形態の住宅の導入を図ります。
- ・地区西側の既存の権利者住宅は、権利者の意向を踏まえ、従前機能を確保します。

- ・「健康生活拠点・深沢」を象徴する核的機能として、看護大学など医療福祉系大学の導入を図ります。
- ・スポーツ医療やリハビリ施設等多様な機能を導入し、医療福祉系大学との連携を図り、健康づくりをサポートする総合的・複合的なサービス・教育機能を実現します。
- ・現在営業を行っている権利者の事業所は、権利者の意向を踏まえ、従前機能の確保を図ります。

- ・賑わい創出を図る核的な商業施設を導入し、商業と農業の交流、地場産業との連携を図ります。
- ・湘南深沢駅前に、通勤者、通学者等の生活サービスに資する商業施設の導入を図ります。
- ・シンボル道路沿道において、歩行者空間と沿道施設が一体となった魅力的な空間と賑わいを創出します。

- ・第三の都市拠点の形成を目指し、立地がふさわしい公共公益施設の導入を図ります。
- ・公民連携方策を活用しながら、市民生活に密着した利便性の高い公共公益施設（例えば、図書館、スポーツ・レクリエーション機能等）の導入を図ります。

- ・ 権利者事業所（青果市場、工場等）について、従前と同様の機能確保を図ります。
- ・ 来街者に鎌倉ブランドイメージをPRするため、商業施設と連携した地場産業の育成を図り、鎌倉ならではのモノづくり、及び情報発信の拠点（仮称・鎌倉ゾーン）を形成します。

- ・事業区域の東西を結び、骨格となる道路としてシンボル道路を整備します。
- ・シンボル道路の機能は、ピーク時の区域内発生・集中交通の処理機能を担い、歩道の緑化、沿道のセットバック等により、歩車道・沿道建物が一体となった質の高い街路空間、まち並み景観を整備します。
- ・藤沢市村岡地区のまちづくりと連携を図ります。

- ・隣接する近隣公園と一体的な景観を創出します。

湘南深沢駅

湘南モノレール

市道大船西鏡倉線

市道常盤堤原線

シンボル道路

調整池

近隣公園 (芝生広場)

近隣公園

商業施設

工場

青果市場

行政施設

住宅

住宅 (西側権利者)

業務施設

業務施設

行政施設

業務施設

住宅

大学 (看護学等)

行政施設

業務施設

住宅

商業施設

交通広場

凡例

- 住宅
- 工場・市場
- 商業施設
- 業務施設
- 行政施設
- 公民連携用地
- 1階商業
- 公園・緑地・調整池
- 交通広場
- 計画区域
- 行政界

0 50 100 200m

8

(4)公共施設の整備方針

土地利用計画等において、まちの賑わいや憩いの空間の骨格となる道路や空間を設定し、これらをまちの骨格として魅力ある都市環境を創造します。

1)道路ネットワーク

- ・既存道路ネットワークと連携して円滑な交通処理を行うとともに、安全で快適な歩行者・自転車の道路ネットワークを確保します。
- ・地域の安全性、利便性、防犯性等に資する道路ネットワークを計画します。
- ・地区内を経由する通過交通を回避するため、地区外の道路との接続位置に配慮します。

2)歩行者空間、自転車空間ネットワーク

環境負荷の少ない交通環境を目指すため、安全性が高く、豊かで快適な歩行者・自転車等の交通基盤のネットワークを整備します。

①歩行者空間ネットワーク

- ・歩行者ネットワークは道路の歩道、公園の園路のほか、街区間の連携に資する緑豊かな歩行者空間で構成します。
- ・地区外の生活道路や緑道とも積極的に連結するとともに、深沢地域の自然資源や歴史資源等をつなぎ、地域住民が生活動線として利用しやすいネットワークを形成します。
- ・県道腰越大船線、市道大船西鎌倉線、市道常盤梶原線、シンボル道路等の沿道建築物は壁面後退を行い、バリアフリーに配慮した潤いとゆとりのある歩行者空間を形成します。



②自転車空間ネットワーク

- ・県道腰越大船線、市道大船西鎌倉線、シンボル道路に自転車走行空間を設け、自転車空間ネットワークを形成します。

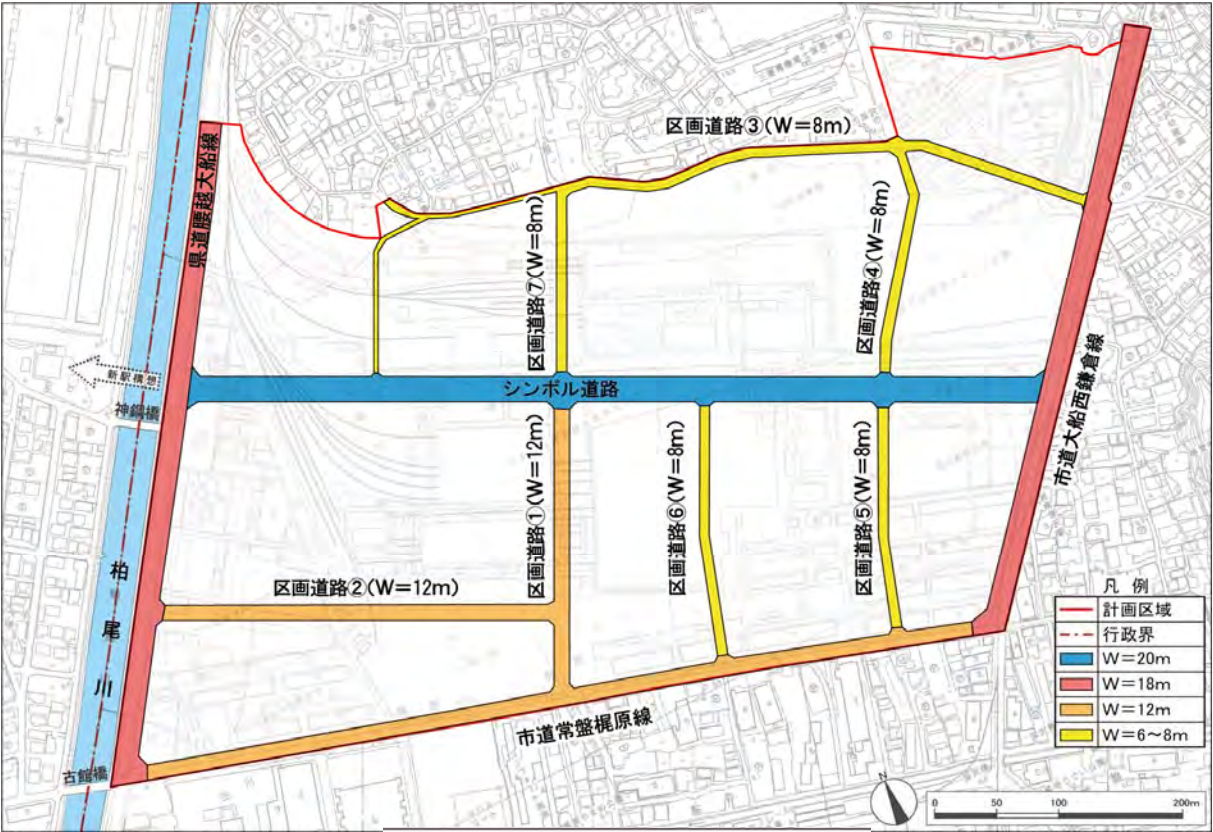


図 — 道路ネットワーク

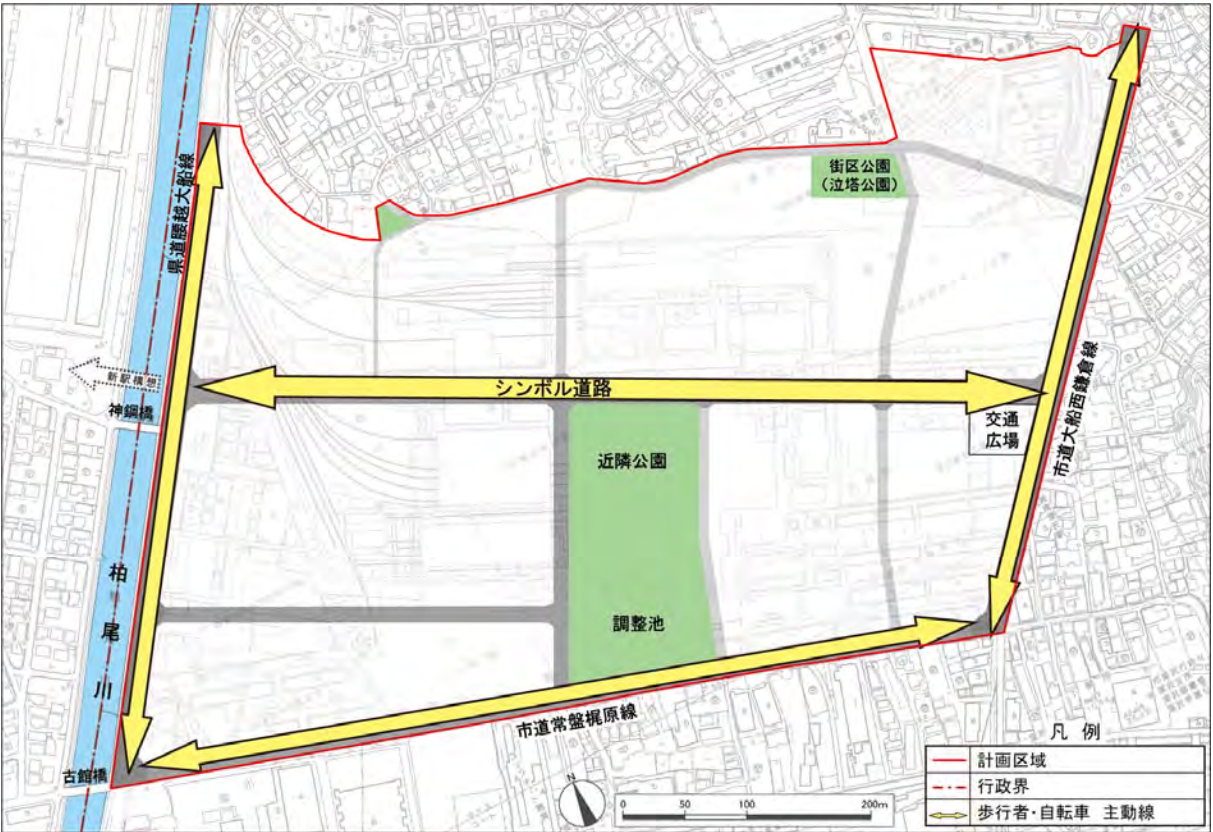


図 — 歩行者・自転車空間ネットワーク

3. まちづくりの基本方針

(1) 都市空間形成の方針

まちの賑わいや憩いの中心となる「エリア・広場」と、まちにつながりをつくる「道路・回廊（コリドール）」を都市空間の骨格として考え、魅力的で快適なまちづくりに取り組みます。都市空間形成の重要な要素となる建築物は、地区周辺との調和・個性的なまち並み形成に配慮した、拠点にふさわしい都市空間を形成するようにします。

1) まちの活力を生み出す『賑わいエリア』

- ・大型商業施設を中心としたエリアと、湘南深沢駅前の2つのエリアを『賑わいエリア』とし、賑わいを創出する空間形成を図ります。
- ・行政施設や業務施設は、商業施設と連携して賑わいの創出を図ります。



2) 集いや安らぎの場となる『憩いエリア』

- ・近隣公園は緑豊かな空間形成を図り、調整池は親水空間として整備し、緑と水により人々が安らぎ、憩うことのできる空間を形成します。
- ・近隣公園と調整池に隣接する住宅地は、公園と一体となった緑豊かな空間を形成します。
- ・商業施設と近隣公園（芝生広場）は、一体的で連続性のある空間として、来街者や地域住民が楽しみ、快適に過ごすことのできる空間を形成します。
- ・近隣公園等のオープンスペースは、災害時の一時避難所として機能します。



3) まちの顔となる『まちかど広場』

- ・交通広場や交差点付近には、まちの顔となる『まちかど広場』として、公共施設等のデザインを工夫し、まちを印象づける特色ある景観形成を図ります。
- ・まちかど広場では、イベントや花壇づくりなどコミュニティ形成や景観形成に寄与する活動を積極的に行います。



4) 地区の景観の中心となる『シンボル道路』

- ・2つの『賑わいエリア』を結ぶ、地区のメイン動線として、景観に配慮したまち並み形成を図ります。
- ・シンボル道路沿いはゆとりある歩行空間と緑化空間、人々が集い憩うスペースを確保し、賑わいの演出、快適性の向上を図り、魅力的な空間形成を図ります。
- ・歩行空間のバリアフリー化によって誰もが快適に安心して歩けるようにします。



5) 安全・安心な生活動線となる『コミュニティコリドール』

- ・住宅と駅、商業施設、行政施設を結ぶ地区住民の生活動線として、安全・安心で快適な歩行空間『コミュニティコリドール』の形成を図ります。
- ・地区周辺から地区内へのアクセスルートとして、通過交通の流入抑制等の交通安全対策により、安全・安心な歩行空間を確保します。
- ・『コミュニティコリドール』には、地域で自主的に緑化や管理ができる緑を確保し、身近に緑を感じ、緑に親しむことのできるコミュニティ空間を創出します。



6) 街区と街区を緑豊かにつなぐ『グリーンコリドール』

- ・大街区では街区と街区を結ぶ歩道状空間を確保し、緑と歩行者のネットワーク空間『グリーンコリドール』の形成を図ります。
- ・大街区を中心にポケットパーク的な緑地空間等を創出し、シンボル道路やコミュニティコリドール等と連携して緑豊かな歩行者空間を創出します。

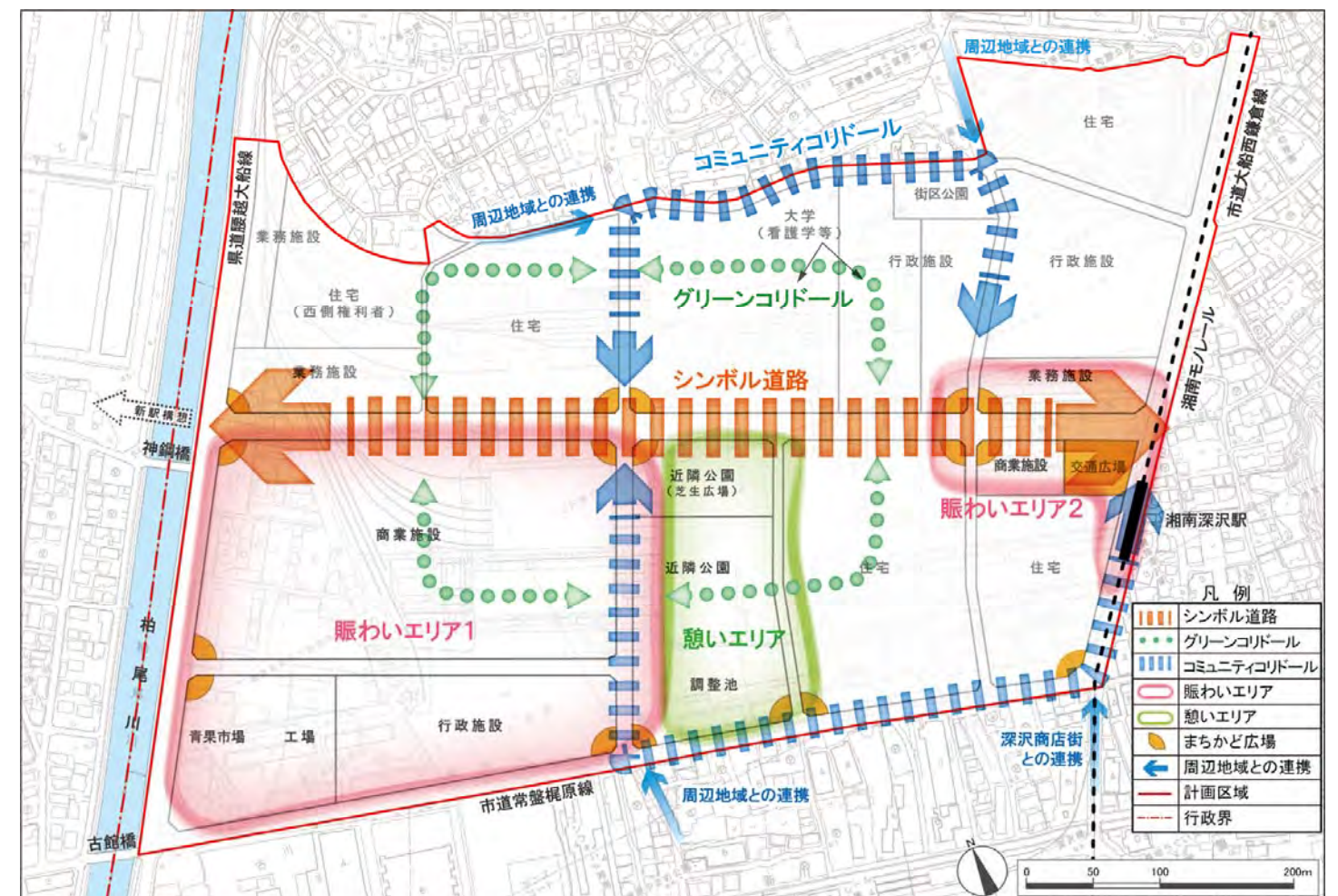


図 — 都市空間の骨格イメージ

(2)都市景観の整備方針

地区周辺の市街地や景観ならびに歴史文化資源との調和を図りながら、個性豊かで魅力的なまちづくりに取組みます。

1)地区周辺と調和した景観形成

- ・地区内からの景観や地区周辺からの景観に配慮した都市景観形成を図ります。
- ・建築物は周辺市街地との調和を図りながら、統一感のある都市景観へと誘導します。
- ・特に湘南深沢駅前は、商業施設、業務施設、住宅、駅前広場の統一感のあるデザインを誘導し、まちの顔にふさわしい景観形成を図ります。
- ・建築物の周囲は積極的に緑化を誘導し、周辺の斜面緑地等と調和した景観形成を図ります。
- ・地区中心に位置する近隣公園と調整池は、地域の重要な緑景観となるように、一体的な緑空間として整備します。



2)個性豊かな道と広場による景観形成

- ・地区の印象を特徴づけるシンボル道路とまちかど広場等の空間においては、沿道空間と一体となったデザインと緑化によって、個性的で親しみのある景観形成を図ります。
- ・県道腰越大船線沿いの建築物は統一感のあるデザインとするとともに、柏尾川の景観と調和した沿道景観を形成します。



3)歴史文化を取り入れた景観形成

- ・道路の舗装やサインなどの公共施設ならびに建築物等に地域の歴史文化を感じられるデザインと素材を取り入れて、個性豊かな景観形成を図ります。(泣塔など)



図一 都市景観の骨格イメージ

(3)都市環境の整備方針

地区周辺の自然環境との関係性に配慮しながら、環境への負荷の少ないまちづくりに取り組みます

1)都市緑化の推進と周辺の自然環境との調和

- ・地区周辺の斜面緑地と連携した都市緑化を推進し緑のネットワーク化を図ります。
- ・大街区を中心に沿道緑化を誘導し、緑豊かなまち並み形成を図ります。
- ・建築物の壁面や屋上ならびに敷地内、まちかど広場などでは積極的に緑化を図ります。
- ・緑化にあたっては郷土種を主体に行います。



2)自然・風土に配慮した暑くなりにくいまち

- ・地域の自然・風土に配慮した施設計画によって、ヒートアイランド緩和を図ります。
- ・柏尾川からの風を積極的に活用した風の道を形成し、夏季のヒートアイランド緩和と快適な歩行環境をつくれます。
- ・緑化による緑陰、舗装材の工夫、風や雨水の活用などにより地表面の温度抑制を図ります。



3)環境に配慮した建築物の誘導

- ・エネルギー消費を極力小さくする建築物の建設誘導を図り、まちの低炭素化を図ります。商業施設、行政施設、大学は鎌倉市のモデルとなる環境配慮建築物を誘導します。
- ・太陽光発電、太陽熱利用など再生可能エネルギーの活用、エネルギー利用の効率化を図るためマネジメントシステムの導入を図ります。



4)公共交通を中心とした移動しやすいまち

- ・便利で快適な公共交通等の整備により、交通利便性が高く、環境の負荷の小さい公共交通や自転車・歩行等を中心とした、誰もが移動しやすいまちにします。

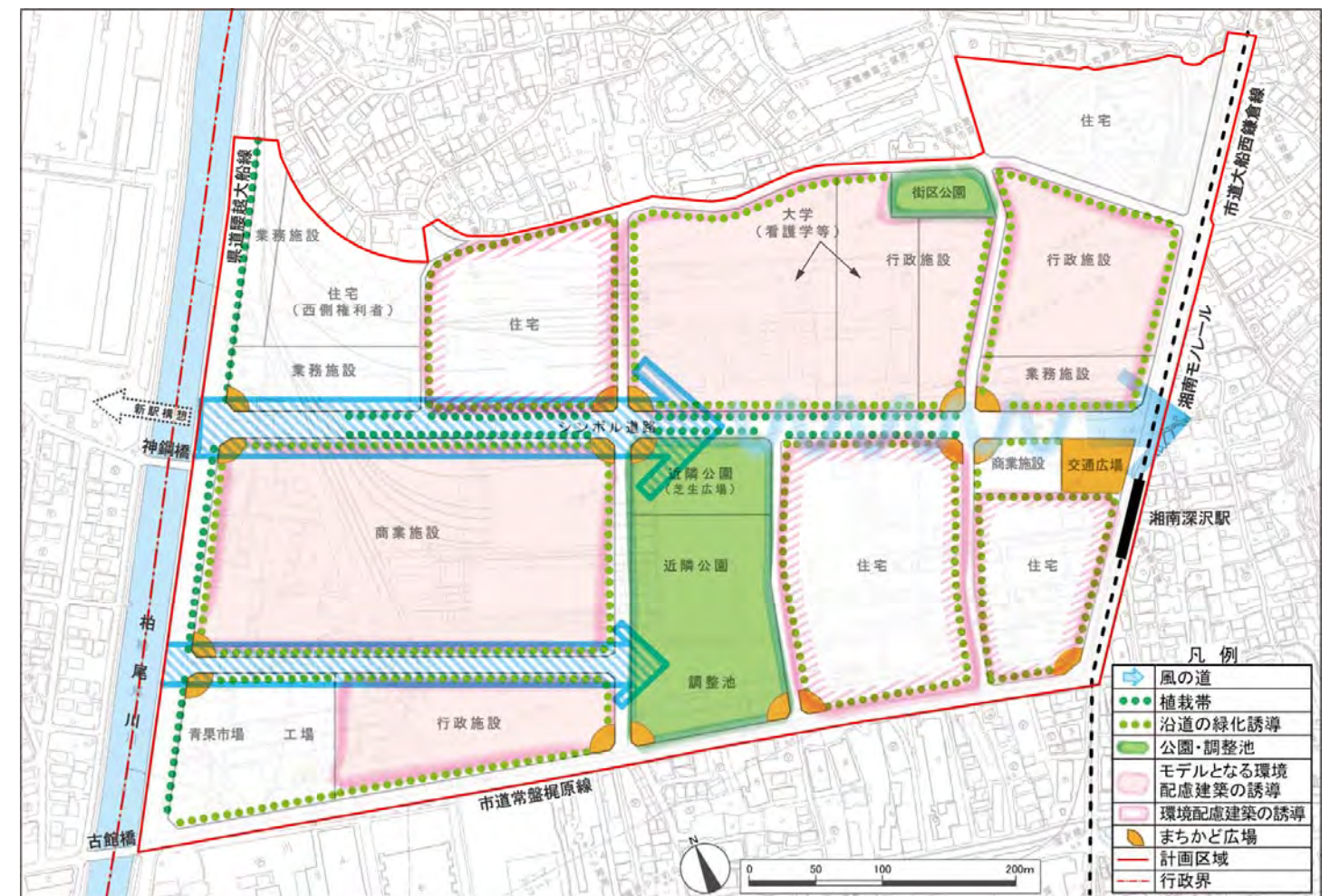


図 — 都市環境の骨格イメージ

（補足資料2）まちづくりの目標と基本方針の関連性について

まちの将来像及びまちづくりの目標については、都市空間形成の方針、都市景観・都市環境の整備方針により具体化し、それぞれの要素が組み合わされて実現するものと考えられます。

★ 目標との関連性が強く、特に重点的に目標の実現を図っていく指針

★ 目標と関連し、重点的に目標の実現を図っていく指針

		目標 1. 人々が集まり活気のあるまちを実現します	目標 2. 安全・安心なまちを実現します	目標 3. 地域資源を活かした緑・水の豊かなまちを実現します	目標 4. 環境と共生するまちを実現します	目標 5. 公民連携により育てるまちを実現します
都市空間形成の方針	①まちの活力を生み出す『賑わいエリア』	★	★	★		★
	②集いや安らぎの場となる『憩いエリア』	★	★	★		★
	③まちの顔となる『まちかど広場』	★	★	★	★	★
	④地区の景観の中心となる『シンボル道路』	★	★	★	★	★
	⑤安全・安心な生活動線となる『コミュニティコリドール』	★	★	★		★
	⑥街区と街区を緑豊かにつなぐ『グリーンコリドール』	★	★	★	★	★
都市景観の整備方針	①地区周辺と調和した景観形成	★		★		★
	②個性豊かな道と広場による景観形成	★		★	★	★
	③歴史文化を取り入れた景観形成	★		★		★
都市環境の整備方針	①都市緑化の推進と周辺の自然環境との調和			★	★	★
	②自然・風土に配慮した暑くなりにくいまち				★	★
	③環境に配慮した建築物の誘導				★	★
	④公共交通を中心とした移動しやすいまち				★	★